

平成30年11月21日

生駒市長 小 紫 雅 史 様

生駒市病院事業推進委員会

委員長 関 本 美 穂

生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書の変更協定書について

(答申)

平成30年11月21日に諮問された生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書の変更協定書案について、本委員会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

生駒市立病院の管理運営に関する
年度協定書の変更協定書
~~(諮問案)~~

生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書の変更協定書

生駒市（以下「甲」という。）と医療法人徳洲会（以下「乙」という。）とは、平成30年4月1日付けで締結した「生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書」（以下「原年度協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

原年度協定第3条第1項を次のように改める。

基本協定第30条に規定する指定管理者負担金は、265,140,415円（取引に係る消費税及び地方消費税含む。）とする。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲： 生駒市東新町8番38号
生駒市長 小紫 雅史

乙： 大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
医療法人 徳洲会
理事長 鈴木 隆夫